意見聴取実施概要

【意見聴取期間】

平成20年11月11日（火）～12月11日（木）（必着）

【意見聴取方法】

①豊橋河川事務所ホームページに、矢作川水系河川整備計画（原案）を掲載し、FAXと電子メールにより意見聴取を実施。

②事務所等の関連施設に資料を縦覧できるブースを設置し、公聴会のちらしに付属しているご意見はがきの郵送又はFAXにより意見聴取を実施

③その他、通常のはがき、又は封書での郵送も受付ける

意見用はがき（表）

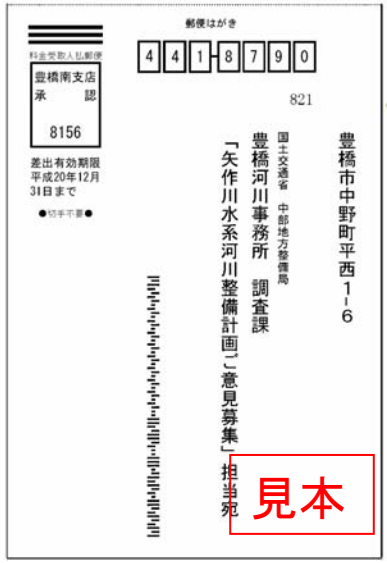

（裏）

【縦覧場所】

●閲覧場所は矢作川に関わる市町村、県の事務所、国土交通省の事務所及び出張所等とする。矢作川では以下の場所となる。

国土交通省
豊橋河川事務所・岡崎出張所・安城出張所
矢作ダム管理所

愛知県
豊田加茂建設事務所、西三河建設事務所
安城市役所、岡崎市役所、新城市役所作手総合支所
豊田市役所、西尾市役所、碧南市役所、一色町役場
吉良町役場、幸田町役場、設楽町役場

岐阜県
恵那土木事務所、瑞浪市役所
恵那市役所、明智南整備事務所

長野県
根羽村役場、平谷村役場

【縦覧資料】

●河川整備計画（原案）＜閲覧用＞
●骨子リーフレット
●ちらし（ご意見はがき付）

【意見に対する回答方法】

●公聴会及び意見聴取にて頂いた意見は、河川整備計画に反映すると共に、豊橋河川事務所ホームページでも回答を掲載予定